

事業者の皆様へ

倉 浜 衛 生 施 設 組 合
管 理 者 桑 江 朝 千 夫
(公 印 省 略)

事業系一般廃棄物ごみ処理手数料の改定について(通知)

平素より、当組合の廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

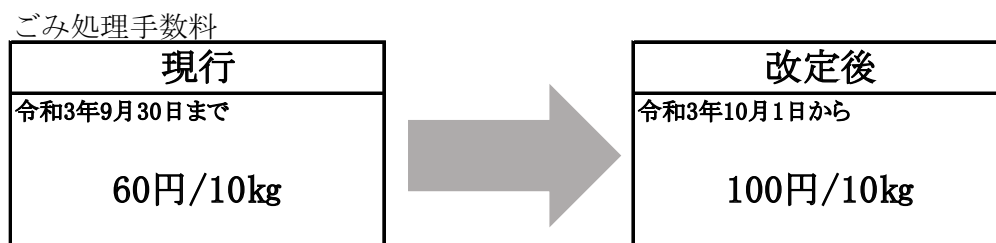
当組合のごみ処理施設は平成22年の稼働から今年で12年目を迎え、老朽化に伴う機械設備の修繕等を含めた維持管理費用が増加傾向にあります。費用を抑えるため努めているところでございますが、ごみ処理に係る費用が直近の3年平均で10kg当たり276円に対し、事業者の皆様にご負担いただいておりますごみ処理手数料は現行10kg当たり60円となっており、残る費用は構成市町からの負担金で補いながら運営していることから大変厳しい状況となっております。

事業者の皆様におかれましても、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい状況にあることは重々承知しております。しかしながら、今後も安定したごみ処理を持続するためには、現行のごみ処理手数料を改定し、財源を確保する必要がありますのでごみ処理手数料の改定をお願い申し上げます。

ごみ処理手数料改定につきましては、下記の通りとなります。何卒ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

ごみ処理手数料改定年月日:令和3年 10月 1日



問い合わせ先
倉浜衛生施設組合 業務第一課
沖縄市字池原3394番地
電話番号 098-921-0883

事業者の皆様へ倉浜衛生施設組合からお知らせです

事業系ごみ(一般廃棄物)の 「ごみ処理手数料」を改定します。

ごみ処理に係る費用が年々増加傾向にあり、今後も安定したごみ処理場施設運営のため、ごみ処理手数料を改定する必要があります。改定により、皆様が許可業者を通じてお支払いしている「ごみ処理手数料」が変わります。令和3年10月1日以降の「ごみ処理契約(一般廃棄物)」については、**現在契約されている収集運搬許可業者(以下「許可業者」)**へご確認いただき、適正な料金の負担についてご理解とご協力をお願いします。

ごみ処理手数料って？

事業から排出されたごみは、許可業者等を通じて適正に処理することが義務付けられています。

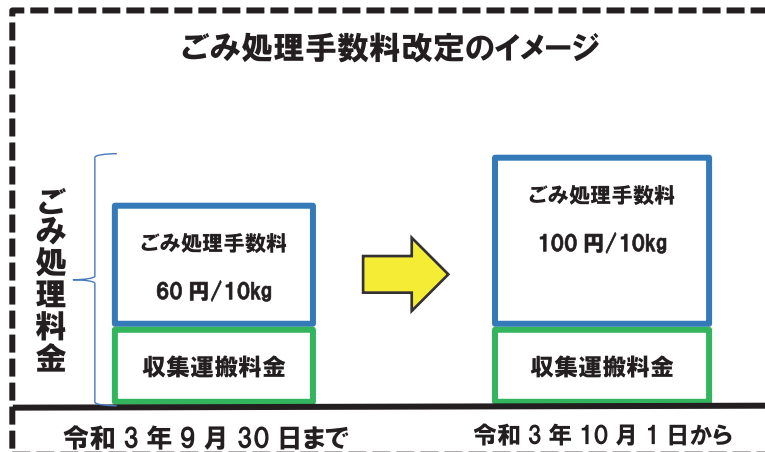
事業者の皆様がお支払いしている「ごみ処理料金(一般廃棄物)」は、許可業者がごみを運ぶための料金(収集運搬料金)と、倉浜衛生施設組合がごみを処理するための料金(ごみ処理手数料)の合計となっています。(下図参照)



何が改定されるの？

「ごみ処理手数料」を **10kg あたり 60 円から 100 円**へ改定します。

令和3年10月1日以降の「ごみ処理料金」については、現在契約されている許可業者にご確認の上、適正な料金の負担について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



問い合わせ先
倉浜衛生施設組合 業務第一課
住所: 沖縄市字池原3394番地
TEL: (098)921-0883

倉浜衛生施設組合については、
ホームページをご参照ください。

倉浜衛生施設組合



ごみ処理手数料改定 Q&A

Q1. なぜ、ごみ処理手数料を改定する必要があるの？

- A1. ごみ処理に係る費用は「特定の利用者が受けるサービス」にあたることから、かかる費用の全額を受益者負担とすることが基本となります。
倉浜衛生施設組合のごみ処理にかかる費用は直近3年間の平均で10kgあたり276円となっており、現行のごみ処理手数料10kgあたり60円との差額は216円と大きく乖離しています。
今回の改定は、直近のごみ処理に係る費用を算定し、受益と負担の適正化の観点から現行の手数料を見直すものです。
今後の改定時期については、おおむね、4～5年をめぐり段階的に見直しを検討してまいります。

Q2. なぜ、今の時期にごみ処理手数料を改定するの？

- A2. 倉浜衛生施設組合の施設は令和3年で12年目を迎え、機械設備等の経年劣化に伴う緊急修繕などの機器等維持管理に要する費用や環境保全し処理能力を維持するための燃料費等の支出は増加傾向にあります。また、近年排出される一般廃棄物は質、量的にも多様化しておりその選別、除去処分新たな費用も生じてきております。
現在、新型コロナウイルスによる経済面での影響は未だ終息していないと認識しているところではありますが、沖縄市、宜野湾市、北谷町から排出されるごみ処理を適切に行い、安心して生活できる環境を維持するために必要な経費でありますので、ごみ処理費用のご負担についてご理解、ご協力をお願いします。

Q3. 改定はいつ？

- A3. 令和3年10月1日から変わります。

～事業者の皆様へのお願い～

ごみの分別にご協力をお願いします。

事業者の皆様が排出されるごみの中で、処理に適さない不適物ごみの混入によって、収集運搬許可業者及び倉浜衛生施設組合において、分別に要する負担が増加しています。また、分別されていない不適物ごみの混入は、ごみ収集車や清掃工場の発火等の要因となります。

安全な収集運搬、安定した処理のためにも、適切にごみの分別にご協力をお願いします。

(問い合わせ先)
倉浜衛生施設組合 業務第一課

住所：沖縄市字池原3394番地
TEL：(098) 921-0883